

平成28年9月定例会 総務委員会（事前）

平成28年9月21日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第9号 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 報告第3号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 盗撮事案などの発生及び処分について

鈴木警察本部長

報告に先立ちまして、本年7月、現職警察官が、県迷惑行為防止条例違反で逮捕されるという事案が発生いたしました。

犯罪を取り締まる立場にある警察官が、このような事件を発生させたことは極めて遺憾であり、被害者や御家族、そして、県民の皆様に深くおわび申し上げます。

県警察は、本件事案を重く受け止め、更なる職務倫理の徹底を図り、再発防止に努めることはもとより、信頼の回復に向け、全力で職務にまい進してまいります。

それでは、6月定例会以降の治安情勢と主要施策の推進状況について、御報告いたします。

まず、県内の治安情勢についてであります。

刑法犯認知件数は、引き続き、減少基調にあり、8月末現在2,652件と、前年同期と比較して、約12.4%減少しております。

一方、交通事故の死者数は、昨日現在、42人と昭和35年以降、最少を記録した昨年と比較して、26人増加しており、増加率は全国ワースト1という極めて厳しい状況にあり、9月2日、交通死亡事故多発非常事態を宣言したところであります。

県警察においては、こうした治安情勢を踏まえ、組織の総力を挙げて効果的な対策を講じ、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、主要施策の推進状況について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

本年8月末現在、自転車盗などの街頭犯罪の認知件数は731件で、前年同期と比較して、19.8%減少しているほか、空き巣などの侵入犯罪についても253件と、前年同期と比較して1.6%減少しております。

こうした減少基調がより確かなものとなるよう、引き続き、地域の防犯ボランティア団体等と連携した街頭活動や、安心メールをはじめとする情報発信活動など、地域の情勢に即した犯罪抑止対策を推進してまいります。

次に、高齢者を中心に被害が深刻化している特殊詐欺についてであります。

本年8月末現在、特殊詐欺の認知件数は34件、被害金額は約9,000万円であり、前年同期と比較して、認知件数、被害金額ともに半減しております。

また、検挙件数についても、株式投資運用名目や未公開株販売名目の特殊詐欺事件において、犯行グループを壊滅に追い込むなど、8月末現在で、過去最多となる25件15人となっているところであります。

しかしながら、依然として、被害者の約半数を高齢者が占めており、これらの多くは、「まさか自分が被害に遭うとは思っていなかった」と話しているほか、県民アンケートでも、約6割の方が、「自衛手段を取っていない」と回答するなど、県民の危機意識を更に高めていく必要があると考えております。

こうした中、県警察においては、本年7月から高齢者を中心に電話で直接注意喚起する特殊詐欺抑止コールセンターの運用を開始したところであり、今後も、効果的な被害防止策を進めるなど、予防と検挙の両輪で対策を進めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

本年8月末における、殺人・強盗等の重要犯罪の認知件数は26件、検挙率は88.5%であり、前年同期と比較して、認知件数は4件減少し、検挙率は5.2%増加という状況であります。

特に、女性を狙った強制わいせつ事件は、認知件数が18件と、前年同期と比較して5件増加しているものの、検挙率は約9割を維持しております。

こうした重要犯罪の発生は、体感治安の低下につながることから、引き続き、未検挙事件の解決に努めるとともに、事件発生時には、捜査力を集中させるなどして、早期検挙に向けた取組を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底防止であります。

冒頭に申し上げたとおり、本年の県下における交通死亡事故は、極めて厳しい状況にあります。その特徴としては、死者数の7割以上が高齢者で、かつ、その約半数が運転者でありました。

そこで、県警察では、高齢者対策の強化をはじめ、あらゆる手段を講じて、徹底防止に

努めているところでありますが、警察の取締りだけでは限界があることから、県下全体で、「思いやり」や「ゆずりあい」といった意識を高めていくことが何よりも重要と考えており、人優先の交通安全思想の浸透に努めることとしております。

本日から取り組む、秋の全国交通安全運動においても、10日間という期間の中で、街頭キャンペーン等の各種行事を予定し、県民の安全意識に対する一層の高揚を図ることとしております。

さらに、今後、年末に向け、交通事故の増加が懸念されることから、この運動を契機として、更なる抑止対策を強化してまいります。

第4は、大規模災害等への徹底対応であります。

まず、昨日、四国地方に接近した台風16号に対して、県警察においては災害警備本部を設置し、被害情報の収集等、災害警備活動の万全を期したところであります。

また、先般の東北・北海道地方等を直撃し、甚大な被害を及ぼした台風10号は、前例のないルートを通過しており、改めて、自然災害の脅威と、こうした災害への備えの重要性を認識しているところであります。

去る9月1日の防災の日に開催された徳島県総合防災訓練では、広域緊急援助隊、警察航空隊等の部隊が参加し、被害情報の収集訓練のほか、倒壊建物や事故車両からの救出・救助訓練等を実施したところであります。

今後とも、国や自治体等と連携した訓練を重ね、部隊の練度の向上に努めてまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

先に申し上げたとおり、交通死亡事故や振り込め詐欺の被害などの特徴を見ますと、今後、高齢者に目を向けた対策の必要性が更に高まるものと考えております。

そこで、県警察においては、9月1日から、高齢者一人一人に各種情報が行き渡るよう、高齢者の心に届く情報発信プロジェクトチームを創設し、ラッピングバスを活用した移動・訪問型の情報発信活動などを開始したところであります。

今後、この効果を検証しながら、更に活動の拡大に向けた検討を進めてまいります。

以上、6月定例会以降の主要施策の推進状況について説明いたしました。委員の皆様方には、引き続き、警察活動に対する御指導を賜りますようお願い申し上げます。私からの報告といたします。

#### 國見警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、平成28年度一般会計予算9月補正予算案について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で314万円の増額補正をすることとしております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の中ほどに記載しております、運転免許費の自動車運転免許試験及び行政処分事務費として、314万円を計上しております。

この経費は、準中型自動車運転免許の新設及び高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備を内容とする道路交通法の一部が改正され、平成29年3月に施行される予定であります。

これに伴い、必要となる検査や講習等に要する経費であります。

以上、平成28年度一般会計予算9月補正予算案について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 増田警務部長

私の方からは、徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お手元の説明資料3ページを御覧ください。

改正の理由は、警察本部の内部組織の基準を定めた警察法施行令の一部が改正され、警務部の所掌事務に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものが加えられたことから、これに従い、県警察本部の警務部の所掌事務にも、当該事務を加えることとしたものであります。

なお、本条例は、警察法施行令の一部改正が施行されます本年11月30日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 石川交通部長

私からは、徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

お手元の説明資料4ページをお開きください。

まず、条例改正の理由ですが、道路交通法等の一部が改正され、運転免許の種類として新たに準中型免許が設けられるとともに、高齢運転者対策の推進を図るための規定が整備されたことに伴い、運転免許試験、講習等に係る手数料の額を定めるものであります。

今回改正します手数料につきましては、6ページから8ページの別表に示しておりますが、まず、準中型自動車免許の新設に伴う手数料については、準中型自動車を大型・中型自動車と同じ区分として扱うこととし、運転免許試験等の手数料を改めるとともに、再試験や初心運転者講習等の手数料を定めております。

次に、高齢運転者対策に伴う手数料の改正点について、御説明をいたします。

まず、75歳以上の運転者が、認知機能が低下した場合に行われやすい信号無視、通行禁止違反等の違反をしたときは、臨時認知機能検査の受検が義務付けられ、その結果、認知機能の低下のおそれが認められた場合等については、臨時高齢者講習を受講することとさ

れ、これに伴い、臨時高齢者講習に係る手数料を5,650円と定めております。

次に、運転免許の更新時に受講する高齢者講習につきましては、75歳未満の方及び75歳以上の方で認知機能検査の結果、認知機能が低下しているおそれがない第3分類と判断された方は、講習時間を短縮し、合理化されたことに伴い75歳未満の方は5,600円から4,650円に、第3分類と判断された75歳以上の方は5,200円から4,650円にそれぞれ減額をしております。

75歳以上の方で、認知機能検査の結果、認知機能が低下しているおそれがある第2分類と判断された場合等は、個別指導を加えるなど講習の高度化が図られたことに伴い5,200円から7,550円に改めております。

そのほか、特定任意高齢者講習などの手数料を改めております。

なお、本条例は、改正道路交通法の施行日と同じ、来年3月12日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 佐藤首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故が3件でございます。

お手元の説明資料の9ページを御覧ください。

1件目は、平成28年2月17日、小松島警察署員の運転する捜査用車両が、交差点を進行する際、左方向から直進してきた車両に衝突した人身事故でございまして、県の賠償金額を64万3,575円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成28年5月9日、徳島西警察署員の運転する捜査用車両が、交差点で左折のため停止した車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を27万5,000円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成28年5月9日、少年女性安全対策課員の運転する捜査用車両が、交差点で左折した際に、隣の車線を走行していた車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を2万8,858円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございます。

引き続きまして、警察官による盗撮事案などの発生及び処分につきまして、御報告させていただきます。

事案は、本年7月8日、警察本部に勤務する30歳代の警部補が、板野郡藍住町内の大型商業施設において、小型カメラを忍ばせたビジネスバッグを女兒のスカート内に近づけて盗撮しようとしたもので、同日、県迷惑行為防止条例違反で通常逮捕しました。

余罪事件として、5件の盗撮事実を追送致し、7月29日、罰金100万円の処分を受けております。

また、本件調査過程において、内部規程に違反して公用文書などを庁舎外に持ち出し、

自宅に保管していたことが判明，県警察では，これらの処分事由をもとに，7月29日，当該警察官に対して100分の10の減給6月の懲戒処分を行いました。

なお，同人は，同日付けで依願退職しております。

犯罪を取り締まるべき警察官がこのような事案を起こしたことは，誠に遺憾であり，被害者，その御家族及び県民の皆様には深くおわび申し上げます。

今後，県民の信頼回復に向けて，職務倫理教養，職員の身上把握・指導等の再発防止策を徹底してまいりたい所存であります。

#### 南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが，事前委員会の質疑につきましては，提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので，御協力よろしく願います。

また，質疑時間につきまして，委員一人当たり，一日につき答弁を含めおおむね40分とし，委員全員が質疑を終わって，なお時間がある場合，又は重要案件については，委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので，議事進行につき御配意のほど，よろしく願います。

それでは，質疑をどうぞ。

#### 中山委員

先日，9月に発行されましたアワー徳島を見ておりましたらですね，当委員会の中でも今までいろいろな議論がなされておりました，旧運転免許センター跡地がやっと競争入札に出されるということになっております。皆さん御存じのとおりですね，昨日も大雨が，台風16号が四国を通過して，県内各地で大きな被害を受けたと。川の氾濫とか，道路の冠水で被害に遭われた方もたくさんいらっしゃると思います。ちょうどこの地域というのは，かなり低い土地に多くの住宅が密集しておまして，そこらの人たちの避難場所にも指定されておると聞いております。そういうことも含めて，今までの経緯とかいろんな要望もあったと思います。これからそこが，もし民間の人に買われたとなったら，やっぱりそういう避難所がどうなるのかとかも含めて，これまでの経緯と現状，これからの見通しをお聞きしたいと思います。

#### 高橋拠点整備課長

旧運転免許センター用地の売却についてであります。平成26年1月に，運転免許センターが移転しまして，徳島市大原町の旧運転免許センター用地は未利用財産となっております。これまでの経緯についてでありますけれども，国や地方公共団体で利用計画のない未利用財産は，一般的に入札によって売却処分することとなっておりますので，これまでに近隣との境界確定や，徳島市が管理する隣接水路や市道の整理等，土地に関する諸手続を

進めてきたところであります。

また、お話がありましたように、地域住民からは、センター移転後における水害があったときの車の避難場所でありますとか、当該施設は徳島市が災害時の避難所として指定しておりましたので、その後はどうなるのかといった御指摘がありましたので、地域の住民の方々に説明会を開催したほか、徳島市に対して、寄せられた地域住民の意見や要望を伝達してきたところであります。そして、昨年度末、公有財産の処分等を審査します公有財産最適化推進会議において、当該用地は一般競争入札により売却することが適当ということで、本年9月1日に公告を開始しておりまして、来る10月13日に入札を実施することとしたものであります。売却に関しましては、昨年度、古川委員等から御指摘がありましたけれども、何らかの条件を付けることはできないのかというお話がありましたけれども、用地を売却するとの前提で、余り条件を付けるのが適当ではないということで、今のところは条件等は付けておりませんが、落札者が決定した後は、当然事業者でありますとか、徳島市等に運用計画等のこともありますので、そこらをお伝えし、そういったニーズにお応えする形にしていきたいと思います。なお、落札者が決定した際には、条例上、議決が必要なものですから、また、11月議会において議案を提出の上、処分に関する議決を頂き、議決後は正式に契約となります。

中山委員

そしたら、避難所としての指定は外れているんですかね。

高橋拠点整備課長

徳島市の方から避難所としての指定が解除されているとの連絡は頂いております。もともと、当該施設は耐震化ができておりませんので、避難場所として、引き続き財産として指定されるのはいかかなものかと考えております。また、当然、電気・水道もきておりませんので、避難場所としては適当ではないと考えております。先ほど言いました、車の退避は、我々の対応として、一時的な緊急の場合は使ってもいいという形で、地域住民、地域代表の方にお話しして運用していきたいと思っております。ただ、売却になった以降、どういふ方がお買いになるかは分かりませんが、そういうことの経緯等には気を付けていただきたいと思います。

中山委員

これから、ゲリラ豪雨とかですね、いろいろな災害、温暖化、気候の変動によって、やはり、昨日みたいなことが多々起こる可能性があります。しかしながら、あそこら辺に住む住民の方々は、非常にその都度、不安に駆られて、どうしたらいいのかとか車を持っていく場所はどうしたらいいのか、ということでありまして、できることなら、これについて考慮していただけるような入札者に付加条件を付けて入札に臨んでいただきたいと思うんですが、そうはいかないということなんでしょうね。

高橋拠点整備課長

昨年度の本会議でも、警察本部長が答弁をいたしましたけれども、一般競争入札に限って売るということで、まず、広く購入者を募っていくわけでありますけれども、我々に利用目的がないという形で条件を付けると、当然、購入者が限られてきますし、その価格面でも不適切なものとなるので、当座は3万平方メートルありますが、その3万平方メートルを有効に活用すべきという観点が前提ということで売却を進めているということを御理解いただきたいと思います。

中山委員

致し方ないというところだと思いますがですね、これからもし、どこが入札して落札するか分かりませんが、落札後にそういうふうなお願いを是非していただいて、地域住民の安全安心を守っていただけるような措置ができるように働き掛けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

やっとその大きな3万平方メートル、ちょっと肩の荷が下りていると思われそうですが、他に県下に未利用地っていうのはあるのでしょうか。現状を教えてください。

高橋拠点整備課長

旧運転免許センター以外の未利用財産で、既に境界等が確定しまして、売却可能な財産は、宿舎の用地が3件、交番・駐在所跡地が3件の計6件であります。これら財産については、いずれも公告をしておりますので、早く処分をしてまいりたいと考えております。

中山委員

その城東町の用地とかもそうなんですか。これは何回か公告をかけているのでしょうか。

高橋拠点整備課長

城東町の用地は、この度、初めてであります。後の宿舎の用地は、富田橋、これは進入路がないということでなかなか売却できない状態です。それから小松島にあります新港は、去年から売却に向け公告を出しております。今も、これを出しまして、購入希望者というのはあります。交番・駐在所は、3年ほど公告しておりますけれども、どことも売れない状態です。

中山委員

城東町の用地はどうなるか分かりませんが、ここ何年か、公告を出して売れていないというところが何件かあるという答弁でしたので、例えば、富田橋なんかは繁華街ですから駐車場スペースに困っている方なんかもおられると思うので、売れるまでの間、暫定的にですね、借地として貸し出す方法もとってはどうかと思いますか。

## 高橋拠点整備課長

御指摘のありました借地の問題であります。我々も歳入を確保するというので、あらゆる手段を講じています。未利用財産は、競争入札による売却が原則でありますけれども、一昨年、県の管財課から連絡がありまして、個々の土地の状況や特性に応じて借地権を設定した上で、貸付けも可能とする方針が示されたところであります。具体的には、長期間、購入希望がない、また、大規模で売却が困難という場合は、利用者のニーズに応じまして、10年から50年の間に、事業用定期借地権を設けた上で貸付けも可能とするものであります。先ほども言いましたように、県警察のものは、3年売却されていないものは3件ありますけれども、こういう意見も踏まえまして、貸付けも考えたいと思います。ちなみに、富田橋の土地というのは、実は軽四自動車等も入れないような状況でありまして、隣接の方々に働き掛けているんですけれども、何年も売れないため、今後、売却に向けた可能性等を検討していきたいと思っています。

## 中山委員

是非、未利用財産の処分をですね、方法を考えて1日も早く処分できるように働き掛けをより強固にお願いしたいことと、先ほど申しましたが旧運転免許センターの跡地ですね、是非住民のことも考えて、その後もしっかりフォローをしていただきたいとお願いして終わります。

## 山田委員

私からは、先に本部長や首席監察官からも報告がありました、現職の警察官の盗撮事案についてまず聞きます。今回の事案の被害者は、今も報告がありました12歳の女兒である、小学6年生と正に社会的な弱者が犯罪被害にあったというふうなことです。しかも、この犯人は警察官、それも警部補という警察幹部なんですね。警察幹部による盗撮事件ということで、非常に重要だと、私は本当に腹の底から怒りを覚えます。実は、徳島新聞にも7月9日付けでこの新聞報道が出ました。多くの皆さんから声を頂きました。昨年来、私も前回の総務委員会でも言いましたけれども、セクハラ、パワハラ、傷害事件、飲酒運転、偽造事件、挙げ句の果てに盗撮事件と、こういう事件が相次いで、ここにも県警察官の不祥事の一覧表も出ております。そういうふうな状況がありますので、やはり、ここは本当に真剣に犯罪の防止、こういうことを防ぐということを県警察が、正に組織的体質も含めて見直すという時機に来ているんじゃないかと思います。そういうことから見て、まず、最初に聞きたいのは、今回の事案に至った原因ですね、どのように検証してきたのかという点に関して端的に御報告ください。

## 佐藤首席監察官

今回の事案に至った原因でございますけれども、これにつきましては、本人が、過去に

盗撮画像が掲載されました雑誌などを見て興味を持ち、昨年の秋ごろ、小型カメラを購入いたしまして、盗撮行為を繰り返していたものであります。

山田委員

今、そういうふうなことだった訳ですけれども、佐藤首席監察官の方から先ほど処分を行ったと報告がありました。実は前回の分ですね、幹部警察官が女性職員に対してセクハラ行為を繰り返していたというときには、確か停職6か月、懲戒処分を行って、依願退職したようです。というところから見たら今回の事案は、この余罪もある。また持って帰ってはいけないような被害書類20数点を、自宅へ持ち帰っていたという新聞報道もあります。こういうことから見たら、今回の減給という処分は余りにも軽すぎるのではないかと、というふうに思うんですけれども、その点はどうか。

佐藤首席監察官

県警察では、懲戒処分につきまして、調査等の結果、明らかになった事実に即しまして、警察庁の懲戒処分の指針、こういったものを参考にして厳正に対処しております。具体的には、当該行為の動機ですとか、態様あるいは結果、県民に与える影響、職員の反省の度合い、被害者の方の感情、こういったことなどを事案ごとに総合的に判断して処分を決定しておるところです。

山田委員

とても納得いかない。実は、同じような案件が徳島県内でも起きています。那賀町において盗撮で逮捕の消防士を停職6か月の処分ということです。26歳の方だと報道されております。この方でも6か月です。一消防士、これも重要な仕事ですよ。ただそれ以上に警察官、特に警察幹部というふうな状況から見たら誰が比べても、何で減給になるのかと。余りにも処分が軽いのではという声が出てくるのは当然なんですね。それについて、今いろいろ言われたけれど、そんなことはとても納得できないと。余りにもこの那賀町の消防士の処分と比べて、今回の事案の処分が低すぎる。さらに、警察幹部ということを加味すれば、厳しい処分が必要だったと思うんですが、なぜそういうことを下さなかったんですか。

佐藤首席監察官

今回の事案につきましては、本当に、決して許されない行為というのは間違いございません。今回の件につきましては、被害者感情ですとか当該職員の反省の度合い、こういったものを総合的に判断して対処しているところでございます。昨年の警察幹部によりますセクハラ事案につきましては、今回の事案とは、同じ私行上の非違事案ではございますけれども、事実関係が異なりますことから、当然に同様の判断はできないというふうに認識しているところであります。

山田委員

那賀町との関係はどうなっているのかという点は、答弁がありませんでした。あの那賀町の消防士は同じような盗撮事件で、6か月という状況になっている。ということは、佐藤首席監察官はアンテナが高いですから、把握されているとは思いますが、それから比べてみても、余りにも軽い処分であるというのが1点。

さらに、この方の前兆的な行動ですね、これについては気付かれていたのかどうかということについて聞いておきたいと思います。あわせて、この2点御答弁ください。

佐藤首席監察官

那賀町との関係でございますけれども、他の自治体と県警察の懲戒処分の比較につきましては、お答えする立場にございませんので、コメントは控えさせていただきますが、いずれにしても懲戒処分をするに当たりまして、調査結果を総合的に判断しているところでございまして、今回の処分は妥当と認識しておるところでございます。

二つ目の前兆的な言動ということでございます。当該職員につきましては、平素の勤務態度は真面目で、積極的に業務に取り組んでおりまして、無断欠勤ですとか職務怠慢等の行為はありませんでして、職務に関する問題は認められなかったと聞いております。また、家庭環境とか本人の趣味嗜好など、私生活上の問題も把握していませんでした。

山田委員

那賀町との関係はコメントできないということですね。一般的にはそうでしょう。しかし、これは県民が見たら、やっぱりおかしいということに当然なりますよ。この事件を起こしたのは警察官なんですから。本当に厳正に処分をすべきだったというふうに私は思いますよ。引き続き、どちらにしてもこれは聞いていきたいと思うんですけれど。

それと前兆的な行動等々は把握できなかったというふうな答弁でしたけど、そしたら職員同士による、内部通報のシステムがあると思います。この内部通報などの組織内制度というのは一体、年間でどれくらいの件数があって、実際十分活用されている状況になっているのかどうかという点についてお伺いします。

佐藤首席監察官

県警察におきましては、職員が抱える心配ごと等を組織的に把握いたします、職員を守るための匿名通報ダイヤルというのがございます。また、気軽に相談ですとか、提言ができる相談・つぶやき等窓口というようなものなども開設して運用しているところでございます。申し上げた匿名通報ダイヤルにつきましては、平成27年中5件ほど通報がございまして、本年につきましては、9月20日現在で2件の通報があるということでございます。もう一つの相談・つぶやき等窓口、これにつきましては、本年3月から運用しておりまして、9月20日現在で43件の相談等が寄せられているところでございます。

山田委員

匿名の方は大体こんなもので、過去の、件数について教えていただきたらと思います。それを聞いた上で、これが本当に活用されていると認識されておるのかどうかについても、もう一度御答弁ください。

佐藤首席監察官

それぞれの通報や相談内容ということについて御紹介しておきます。匿名通報ダイヤルでは、職場での人間関係として、職員の同僚間の摩擦に関する要望、それから職場環境として、職員の服装に関する指摘、こういった通報がございます。一方の相談・つぶやき等窓口では、喫煙方法に関する苦情ですとか、書類の簡素化に関する意見、こういったものが寄せられているところでございます。そして、活用が図られておるかといったところにつきましては、通報制度は、当然、非違事案防止が目的ということでございますけれども、正に非違事案が発生しようとしておりまして、それを通報によって未然に防いだという、直接結び付いたものは、これまで事例はございません。しかしながら、この通報の内、幾つかは間接的にもでも未然防止に結び付いたものと信じておるところでございます。また、制度の存在自体が、非違事案防止に効果があるというふうに認識しておるところでございます。

山田委員

いずれにしても事前委員会ですから、今日のを聞いてまた付託委員会の方でもと思っっているんですけども、最後に警察本部長にも、ちょっと聞いておきたいと思うんですけども、いつも謝罪というふうなことになるわけです。しかし、それでは、県民はこれだけ続いた、また警察官の盗撮ということになったらこれは、当然納得しないというふうに思うんですね。一からこういう問題が起こらない組織、体質の改善ということについて、当然常にとずっと言われてはきてるんですが、抜本的な取組をしないと県民の信頼が損なわれるというふうな状況になります。警察本部長は、再発防止対策をどのように講じようとしているのか、この事案等々を受けて、御答弁を求めます。

鈴木警察本部長

まずは、改めて今回の非違事案に対しまして、深くおわびを申し上げます。再発防止策についてであります。非違事案を起こした職員に対する厳正な処分のほか、冒頭に申し上げましたとおり、全職員に対する更なる職責の自覚と職務倫理の徹底を図っているところであります。また、県民の信頼回復と、更なる安全・安心の確保に向け、危機意識を持って、県警全体として職務への取組を強化してまいり所存でありまして、こうした取組の強化が再発防止にもつながるものと考えております。

## 山田委員

いずれにしても、これ引き続き付託委員会等ですね、質問していきたいと思います。

もう一つ、提出予定議案の関係でも1点聞いておきたいんですけれども、今回の特に高齢者の認知検査ですね、全体的な人身事故の件数が減少する中で、高齢者、特に75歳以上のドライバーの交通事故が非常に頻発しているということが報告されています。そのためにその取組の一つとして、認知機能検査を受けるというふうに承知はしているんですけれども。この臨時認知機能検査ですね、一体どれくらいの人数を見込んで、どこで、どのような方法でこれを実施しようとしているのかということについて端的にお答えください。

## 中野交通企画課長

臨時認知機能検査の質問でございますけれども、この検査は、冒頭ありましたように、75歳以上の高齢運転者が信号無視でありますとか人身交通事故等の一定の違反行為を起した場合に、現在、免許更新の際に行っております認知機能検査、これを受検していただくというものであります。

また、それら対象者になった方でございますけれども、受検の通知を受けた日の翌日から1か月以内にこれを受検しなければならないと規定されておるところでございます。委員御質問の臨時認知機能検査の受検者数ですけれども、これはあくまでも推定数ではございますけれども、平成29年中で900人から1,000人程度が見込まれるところでございます。

検査の場所につきましては、原則としまして、県下の指定自動車教習所を予定しておりますけれども、受検者や教習所の諸事情によりまして、教習所において1か月以内の受検が困難になった場合等は、松茂町の運転免許センターで受検していただくことを予定しておるところでございます。

検査の方法については、現行の免許更新時に行っている認知機能検査と同じものでございまして、例えば、検査時の年月日それから時間、そういったものを回答していただく、また、10数種類のイラストを提示いたしまして、それを記憶していただく。それからしばらくおいて、何が描いてありましたかといったことを回答していただく。また、指定する時間、例えば10時10分を描いてください、といった検査からなっております、約30分で終了するものであります。

## 山田委員

一番心配なのは、この認知機能が低下している可能性がある方を違反や事故を起こしたという理由で、1か月以内に指定の自動車教習所で、できるだけ受けてもらう。しかし、それでもいろんな事情、間に合わない場合は、松茂町の運転免許センターへ来てもらうようになる。例えば、三好市の山奥で、そういう事故を起こしたという方が、たまたま1か月以内に自動車教習所に受け入れてもらえず。県下の端から松茂町へということが、果たして本当に適当なのか。これは南も西もそうです。ここをしっかりと考えていかないと、やはり何のための臨時認知機能検査だということにつながっていくわけです。本旨から外れ

と思うんですけれども、この点については、どうなんですか。

中野交通企画課長

臨時認知機能検査を行うには、一定の資格が必要でございまして、また、部屋の条件なんかが必要でございます。現体制で先ほどおっしゃいましたけれども、運転免許センターでの実施としておりますけれども、委員の御示唆のとおり、三好市とか遠隔地から運転免許センターまで来させることは受検者に非常に御負担等があると考えておるところでございます。そこで、受検者の負担軽減を図れないかなど、遠隔地の方の利便性の確保に向けた検討を施行日までに行ってまいりたいと考えておるところでございます。

山田委員

いや、利便性に向けた確保についても検討したとの答弁だけど、これだけだったら、まだよく分からないのでね、利便性に向けた検討というのは一体どういう中身を指して、具体的に先ほど言われたように県境の人たちが来られるのかと素朴に思います。だから、そこは明確に方向、いついつまでにはと言われたけど、その期日がいつかというのを含めて、はっきりとこういう方向で検討して、そういうことは起こらないように対応しますよということも明言していただけないか。

石川交通部長

確かに委員指摘のとおりでして、遠く池田町、あるいは三好市とか山奥の方からですね、運転免許センターまで来いと言われてもなかなか来られないというのが現状でなかろうかと思えます。一方で高齢者の方は、更新するときには教習所には必ず行きますので、地元の教習所、これに行くというのは、慣れているわけでありまして。教習所で、1か月という非常に短い期間ですので、どうしても予約が取れないとか、できないとか、こういうこともあろうかと思えます。その場合は、やはり地元には教習所の他に警察署もございまして、そういった警察署の活用ができないか、あるいは直轄で警察官がそういったことができるかも含めて、条件面で整うのか、施行日の3月12日までには何とか整理をして、できるだけ高齢者に配慮した施策をさせていただきたい。このように考えております。

山田委員

是非とも、そういう配慮が必要だと思うし、県民が見ても心配している点があるのだから、そこはしっかりそういう点を踏まえて、利便性の向上をしっかりとやってほしいと思えます。同時に経済的な負担面ですね。この面も確かに75歳以上の高齢者は、3年に一度はきちんと今言われたように講習をするということで、認知機能検査で650円ですか。認知が低下しておれば、医者に掛かったり、また、運転できるという診断であれば、高齢者講習で7,550円、先ほども出ました更新の手数料2,500円ということで、通常10,700円ということになります。その上で、事故等々起こしたら、更にかかるということですね。別に

6,300円かかると。これは、政令で決まっているということですが、徳島県は本部長が、前回の議会でも言いました公共の交通機関がないんですね。ということから見たら、全国一律で、政令でというだけでいいのだろうか。やはり、そこについては、きちっと経済的な負担軽減というものも一つの方策だと思うので、この点も検討すべきだと思いますが、どうでしょう。

#### 石川交通部長

今回の改正で確かに負担が増える方もいらっしゃいます。75歳以上の高齢者のうち、認知機能が低下しているとおそれがある方に対しては、従来の高齢者講習に加えまして、個人の能力に応じた個別指導、いわゆる非常に高度な指導を実施するなど、より講習効果が上がるような内容の高度化を図ります。それで、手数料が上がると。一方で安全に運転ができる方、75歳以下の方、あるいは第3類、いわゆる安全に運転ができる能力がある方につきましては、講習時間を短縮して負担軽減を図るということになっております。また、一定の期間内に認知機能検査を受けていた場合は、受験義務を免除するなどしておりますので、対象者の負担が過大とならないように、このように配慮しているというふうに認識しております。

#### 岡田委員

先ほどの報告の中で、まず、公務中の職員の交通事故ということで、この9ページにあります。この専決処分の交通事故並びに人身事故並びに物損事故ということで9万7,433円の3件ということで、専決の報告が上がっておるんですけど、ずっと注意をされていると思うんですけど、毎年減らないんですね。なくならないんですね。件数の違いはあるんですけど、やはり、0件になっている年がなくて、私は議員になって10年になるんですけど、その中で専決処分で上がってこない年がありませんでした。やはり、先ほどの報告の中にもありましたが、高齢者の方の交通事故とかも増えている現実の中、県警察の皆さん方というのは、県民の見本となるような運転をしていただくというのが、まずは、基本ではないかと思うんです。その中であって、やっぱりその事故が、不注意による事故なのか、どうしても仕方なく避けられなかった事故なのか。今回は人身事故という、人との接触ということであり、どうしても仕方なくという部分で起こっている可能性もあるんですが、どうしても仕方なくを避けられるような警察の皆さんであってほしいと願っています。

それで、特にこの公用車を運転するのは、多分警察官になった若い方が、運転を担われているのではないかと思うんです。私は、家がガソリンスタンドなので、最近の若い子の傾向を見ていますと、あまり車に関心がない。警察官の方がというよりは、一般的に若い男の子たち、女の子たち、女性よりも男性の方が特に顕著に思うんですけど、車に関心がなくて、タイヤの空気圧を入れてと言って自分で入れられる子がないというか、自分で余りしたがるらない、車を触ることを余りしたがるらない。当然タイヤを替えるという

ことは、されないという傾向があるように思われるんです。

その中で、警察官を目指される方もそれぞれの興味関心があったり、それぞれ特性があったり、いろんなところでオールマイティな方もいれば、それぞれ車を好きな方もいらっしゃると思うんですけれども、過去の5年間において、どのような年齢層の方が事故を起こしているのかということ、まず、お伺いしたいんです。

#### 佐藤首席監察官

過去5年間の損害賠償を伴います公務中の交通事故をみてみますと、20歳代の職員による事故の割合が約30%、それから30歳代の職員による事故の割合が約40%となっておりまして、20歳代と30歳代で全体のほぼ7割を占めているという状況でございます。

#### 岡田委員

やはり、公務中ということなので、運転をするのは若い世代の方たちとなっているようなんですけれども、その中であって若い職員さんに対して、運転技能は当然免許を持っているので、基本的な運転技術、それに重ねて緊急時の発車の訓練であるとか、緊急時に車に乗るときのその対応の仕方とか、心構え、又は、出動したときに自分の車も整備が必要なきもあろうかと思うんです。けれども、それ並びにパトロール中に車両等々に困っている人たちへの対応などを含めた上で、簡単な修理をする技術の習得等々の研修といたしますか、講習は若い職員さんたちに対してされているんでしょうか。

#### 岡崎警務課長

若手職員の運転技能、それから車両整備に関する指導教養等でございますけれども、まず、車両整備に関しましては、県警察では、徳島県警察車両管理規定、これに基づきまして各所属長が車両ごとに運転責任者それから補助者を指定して、適正な維持管理に当たらせているところです。車両の点検については、年間の整備計画、これに基づきまして、6か月ごとの定期点検等のほか、運転責任者等による1日1回の日常点検を実施するなどして管理しています。

次に、若手職員に対する運転技能の指導・教養等に関してですが、警察学校におきましては、初任科生に対する二輪走行訓練の反復実施、車両点検要領の講習、交通事故防止の重要性についての教養、それから公務中に過失割合の高い交通事故を起こした若手警察官を対象に交通事故防止のための実践塾の開催による交通事故防止の総合教養、これらを実施するとともに、警察署等の各所属におきましては、車両点検要領の講習、若手警察官に対する二輪車走行訓練、自動車教習所コースを活用した体験型訓練、これらを随時実施しているところでございます。

今後も、職員の交通事故防止、それから現場での対応できる能力を高めるための運転技能訓練、それから車両点検等の定期的な講習や訓練を実施することとしております。

## 岡田委員

次に、通常時のパトロールのときと緊急事態のときで、それぞれその部署により、そして場合により、皆さんの運転の求められる質というのが変わってくると思います。それに応じた対応ができるように、やはりその若いときの訓練により、経験が積み重なっていくということも大事だと思います。是非、事故を起こさないような運転の技術を習得できるように、カリキュラムを作っていたいただきたいと思います。

それで若手職員の皆さんには、職責の自覚というところで、やっぱり警察官であるということを感じていただいて、そしてモラルを守るといふところの部分を重ねて、その部分での自分から主体的に警察官になっていこうと是非取組をしていただきたいと思います。教育委員会では自分で考えて行動する子供を育てようといふのが教育目標にあるんですね。やっぱり自分で考えてすることが、全ての職、場所に、必要なことであって、やはり職責、先ほど職責と、職の責任ということがありました。そのこともやはり警察官の自覚を促す意味でも自ら考えて、それが対応できるような若い職員をつくっていけるというのが、これからの徳島の安全安心を守っていくための組織であると思いますので、是非自ら考えられる職員を生み出すような体制にしていくことが大事だと思います。

そして、その中で私が一つ、最近、企業塾といふか会社を興す方のいろいろ講習を聞いておりますと、やはり、ロールモデルを作りましょうといふのがあるんですね。ロールモデルは何かといふと、やっぱりそれは自分が目指すべき人の像といふのを作りましょうという考え方が一つあって、それが警察の中で、一人一人、取り入れるかどうかは別としても、一般の話として、やっぱりそのロールモデルを作るといふことは、目標となるべきものの指針が、身近にあるということになります。やはり、今いらっしゃる皆様方が、若い警察官のロールモデルとなって、なりたい上司、なりたい部長と思ってもらえるように、皆様方が自覚していただいて、逆にいうならば、皆様方が自主的にそのことを考えてもらって、若い子に一方的に言うのではなくて、若い子のモチベーションを上げて、そして、警察組織内の潤滑並びに言いたいことが言える環境づくり、そして本部長並びに皆さんが、若い人たち、徳島県警察の見本になるような組織作りを是非していただくことが、今の徳島県警察の課題解決にもつながるのではないかと思います。

私も20代の子たち、若い皆様方と話していると、若干いわゆる、年齢差を感じますので、そのあたりも踏まえながら、自覚していただくといふのは、上司の皆様方の必要などところだと思うんです。けれど、やはり、その警察官であるというモデルは、皆様方が示していただけるような組織体制に是非していただきたいと思います。これからも、是非、頑張ってみ習っていただきたいと思いますといふようなロールモデルの警察官として頑張っていただきたいと思いますといふのですが、いかがでしょうか。

## 岡崎警務課長

若手職員の指導方法等についてでございますけれども、本県警察官の約3割が30歳以下の若手警察官という現状にありまして、これら若手警察官の早期戦力化、これは県警察の

重要な課題の一つであると認識しております。その若手警察官を育成するために、現場で実際に発生する可能性が高い事案を想定したロールプレイング方式の実戦的総合訓練でありますとか、専門的知識・技能、これらを習熟した職員やOBによる伝承教養などを行っているところでもあります。

また、委員御指摘のありましたロールモデル、それから自主的に活動する力、これを育成することなどを目的といたしまして、各警察署、本部においては、各部・隊でありますけれども、若手警察官等で構成する自主研さん組織、これが創られておりました、それぞれの組織において若手警察官等自らが企画立案して、専門的知識・技能を有する職員を招いての講習会等の開催のほか、ボランティア等の社会奉仕活動に参加する活動を行っているところでもあります。これら自主研さん組織の活動に対しても署の幹部でありますとか上司が指導、助言を行うなどして、組織的な支援を行って若手職員の能力の向上に努めているところでもあります。

#### 岡田委員

是非、徳島県の安全安心のためにこれからも皆様方に頑張ってもらっていて、守っていただきたいと思います。またその中には、皆様方の意識の向上と仕事に対する熱意というものが必要になってきますので、それをはぐくんで、育てていけるような研修制度並びに若手の皆様へのしつた激励も必要だと思いますので、これからもお願いしたいと思います。

#### 南委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩をいたします。（11時35分）